

## 「かかりつけ歯科医初診料」等

### I 現行制度の概要 (参考資料 1 頁)

- 「かかりつけ歯科医初診料」等は、歯科診療におけるインフォームドコンセントを評価したものであり、主治の歯科医師が継続的な歯科医学的管理の下に歯科診療を行う旨を説明し、患者の同意を得て行うものである。
- 算定に当っては、患者の同意を得て、治療計画の策定を行い、患者に対しその説明をした上で文書による情報提供を行うこととされている。

※ 「かかりつけ歯科医初診料」届出歯科医療機関数	63,001 箇所 (91.3%)
歯科医療機関総数	69,016 箇所

注：( ) 内は歯科医療機関総数に占める「かかりつけ歯科医初診料」届出歯科医療機関数の割合  
(平成 16 年 7 月 1 日) (参考資料 2 頁)

### II 現行制度の課題

- 算定要件の一つである患者に対する文書による情報提供を実施していないにも関わらず、「かかりつけ歯科医初診料」等を算定している医療機関があるとの調査結果がある。

※ 「かかりつけ歯科医初診料」については、「かかりつけ歯科医初診料」を算定された患者のうち 77.3%が情報提供文書を受領したと回答（未受領と回答したのは 21.6%）。(参考資料 3 頁)

### III 論 点

- 「かかりつけ歯科医初診料」及び「かかりつけ歯科医再診料」については、普及・定着状況を踏まえつつ、かかりつけ歯科医機能を適正に評価するため、根本的な見直しについて検討してはどうか。

## 歯科医師臨床研修

### I 現行制度の概要 (参考資料 4～10 頁)

- 平成 18 年 4 月から歯科医師臨床研修が必修化されることとなっている。

### II 現行制度の課題

- 現在、歯科診療報酬においては、歯科医師臨床研修に対する評価は行われていない。
- 医師臨床研修においては平成 16 年 4 月から臨床研修必修化が行われ、平成 16 年改定において「臨床研修病院入院診療加算(入院初日) : 30 点」として評価が行われている。(参考資料 11 頁)

### III 論 点

- 平成 18 年 4 月からの歯科医師臨床研修の必修化に伴い、歯科診療報酬における評価の在り方について検討してはどうか。

## 小児歯科診療における休日夜間救急等

### I 現行制度の概要 (参考資料 12~18 頁)

- 歯科診療報酬における小児歯科診療に対する評価は、基本診療料（歯科初診料、歯科再診料等）及び特掲診療料（処置、手術、歯冠修復欠損補綴）への乳幼児加算により行われている。

#### 基本診療料（6歳未満）

- ・ 初診時乳幼児加算：40点
- ・ 再診時乳幼児加算：10点

#### 特掲診療料（5歳未満）

- ・ 処置の所定点数に加算：所定点数の100分の50
- ・ 手術の所定点数に加算：所定点数の100分の50
- ・ 歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算：所定点数の100分の50

### II 現行制度の課題

- 乳幼児の歯科疾患による疼痛に対しては、乳幼児の特性及び歯科疾患の特異性から家庭における対応が困難であるが、歯科診療報酬においては時間外等における小児歯科疾患に対する救急対応（歯の破折等）の評価が行われていない。

### III 論点 (参考資料 12 頁)

- 歯科診療報酬体系の簡素化を推進する観点から、乳幼児加算を含む複数の加算となっている現行の体系については、小児を対象とする新点数の創設により簡素化することを検討してはどうか。
- これに併せ、歯科における小児救急診療の評価の在り方について検討してはどうか。

## 患者の視点の重視（患者への情報提供の充実）

### I 現行制度の概要

- 歯科診療においては、治療計画の策定、指導管理の実施等が、治療を効果的に進めるために必要な要素であることを踏まえ、歯科診療報酬において評価が行われているところである。

治療計画等	かかりつけ歯科医初診料 歯周疾患継続治療診断料 歯科口腔継続管理治療診断料 補綴時診断料	等
指導管理等	歯周疾患継続総合診療料 歯科口腔継続管理総合診療料 歯科口腔衛生指導管理料 歯周疾患指導管理料 歯科衛生実地指導料 新製義歯調整指導料	等

- また、現行の歯科診療報酬体系においては、複数の歯科医療行為が包括評価されている項目や実施されていない診療報酬項目が記載されている。

### II 現行制度の課題

- 歯科診療報酬体系が複雑になっている一方、指導内容の文書等による説明等の取扱いが必ずしも整理されておらず、患者への情報提供の観点から問題ではないかとの指摘がある。（参考資料 19 頁）
- 複数の歯科医療行為が包括評価されている診療報酬項目や実施されていない診療報酬項目が記載されていることから診療報酬の取扱いが不明瞭となっている。

### III 論点

- 患者の視点の重視の観点から、治療計画の策定、指導管理の実施等に係る患者への情報提供の充実のための方策について検討してはどうか。
- 患者にとって分かりやすい診療報酬体系とする観点から、歯科診療の一連の流れに沿った指導管理体系とすることについて検討してはどうか。  
(参考資料 20 頁)
- その他、既に実施されなくなった項目や歯科医学的に妥当ではないとされている項目を削除するなど歯科診療報酬の見直しを検討してはどうか。  
(参考資料 21 頁)